

2010年8月12日
(平成22年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

個人の市民税及び県民税の賦課に係る個人情報を目的外に利用
させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略
について（答申）

2010年7月29日付けで諮問（第445号）された個人の市民税及び県民税
の賦課に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させること
に伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下
「条例」という。）第12条第1項第4号による目的外に利用させる必要性が
あると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を
省略する合理的理由は、「3 審議会の判断理由」の(2)に述べるところにより
認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用
させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由
は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過について

個人の市県民税及び県民税の賦課業務の実施にあたり、地方税法の規定に基
づき納税義務者からの申告等により所得情報や扶養状況等の個人情報を収集し
ている。

近年、国民皆保険の基本となる国民年金について、未納者の増加が問題化し

ており、国民年金制度に対する信頼を損ね、制度自体の根幹を揺るがしかねない重要な問題であるとして、国としてもその対策について全体として取り組むべき課題として捉え、総務省、社会保険庁（当時）及び国税庁が協議してきた経過がある。

社会保険庁が行う国民年金保険料の未納者対策について、平成16年9月14日付け市町第423号神奈川県企画部長通知をもって所得情報提供の依頼が各市町村にあったため、2005年（平成17年）2月8日付け第9回個人情報保護制度運営審議会諮問第139号にて「個人の市県民税（普通徴収）の賦課、個人の市県民税（特別徴収）の賦課及び特別徴収に係る現年度分の市県民税の徴収及び収納事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること、及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、並びに目的外提供すること及び目的外提供することに伴う本人通知の省略について」を諮問したところである。

この諮問に対し、

ア 条例第10条第4項の規定による本人以外のものからの収集の必要性があると認められる。

イ 条例第12条第4項の規定による目的外提供することの必要性があると認められる。

ウ 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があるとは認められない。

という答申が出された。（藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第138号）

また、この答申の中で社会保険庁に対し「国民年金法第106条第1項により国民年金保険料未納者に対し所得情報の提出を求める際に、期限までに提出がなされない場合は市から所得情報の提供を受ける旨を通知等書面により本人に明示する」措置を講じるよう、市より要求するよう求められている。

この措置の実施について、藤沢社会保険事務所、社会保険庁へ要求したところ、平成21年11月17日に、「納付相談窓口開設のご案内」に未納者の来所がない場合には市へ所得調査をする旨の表記行い、本人に通知をするようにしたいということで案内文（案）の提出があった。

併せて、同日付で藤沢社会保険事務所長から、新たに「磁気媒体による市町村からの所得情報の取得について」依頼があった。

しかしながら、平成22年1月1日に機構改革により社会保険庁が解体となり、新たに日本年金機構が発足することが予定され、その後の組織の情報管理体制や委任業務の内容等の詳細について確認できていなかったため、藤沢社会保険事務所（当時）と協議し、確定後に藤沢市個人情報保護制度運営審議会へ

の諮問を行うこととした。

その後、神奈川県総務部市町村課長から平成22年3月24日付け市町第785号にて、総務省自治税務局市町村課長からの「国民年金保険料未納者対策に係る日本年金機構への協力」についての通知があり、従来社会保険庁が行っていた業務の権限については厚生労働大臣の権限とされるが、実際の権限行使については、厚生労働大臣から日本年金機構に委任され、所得情報の提供の求めに係る事務についても、日本年金機構（年金事務所）が実施することとなっていること。また、機構職員には日本年金機構法により守秘義務が課せられ、国家公務員と同等の罰則が定められていること等が記載されている。

これらの通知等に基づき、4月6日付けにて新組織の藤沢年金事務所長から「国民年金保険料未納者対策に係る所得情報の提供について（お願い）」が提出され、また、7月21日付けで「磁気媒体による市町村からの所得情報の提供依頼について」により、紙媒体でなく、磁気媒体による提供を依頼されている。併せて、相談への来所がない場合には藤沢市へ所得調査をする旨を記載した「納付相談窓口開設のご案内」（案）が提出された。

日本年金機構及び年金事務所は、この国民年金保険料未納者対策を遂行するため、市から未納者の所得等情報の提供を受け、提供を受けた所得等情報をもとに、一定の所得がある者に対しては強制徴収を行い、一方低所得者に対しては免除勧奨を行うことで保険料未納者対策の強化及び将来の無年金者の発生を防止することとしている。

現在個人の市民税及び県民税の賦課に係る情報については、従来保険年金課が行う国民年金保険料免除事務等の執行に関し保険年金課へ目的外利用させ、保険年金課はこの範囲において日本年金機構へ情報提供しているところであるが、新たに日本年金機構が行う国民年金保険料の未納者対策のため、保険年金課において、日本年金機構へ市民税課の個人の市民税及び県民税の賦課に係る情報を提供することが目的外の利用となるので、保険年金課に当該目的外の利用をさせること及び目的外利用させることに伴う本人通知の省略について、情報所管課である市民税課として諮問するものである。

(2) 対象未納者等の所得情報の目的外提供について

ア 目的外利用させる課

保険年金課

イ 目的外利用させる個人情報の項目

(ア) 対象未納者所得金額・控除後所得金額

(イ) 配偶者所得金額・控除後所得金額

(ウ) 世帯主所得金額・控除後所得金額

(3) 目的外利用させる必要性

日本年金機構は国民年金法第106条第1項の規定により未納者に対し所得等の提出を求めても提出がされない場合においては、該当者等の所得状況を確認する手段がないこと、日本年金機構が市から提供を受けた対象未納者の所得を参考に、強制徴収の実施又は免除勧奨を行うことにより免除申請から免除承認に繋げることができれば、どちらにしても万が一の障害年金、遺族年金のため、さらには将来の年金に反映されることになり本人に利益があるものであること、国民年金法第88条に規定される保険料の連帯納付義務者である世帯主及び配偶者を把握し、所得情報と合わせて一元的に管理している市が提供することにより目的が達成されることから目的外提供の必要性があるものである。

(4) 本人通知の省略について

目的外利用させることに伴う本人通知については、保険年金課が提供する件数が16,200件超と想定されるため、通知すべき相手が多数の場合で、目的外のために利用等をする管理情報の内容の重要度に比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。

なお、市への情報提供依頼の前に藤沢年金事務所から対象未納者本人及び連帯納付義務者の所得調査について通知する。

(5) 実施時期

藤沢年金事務所が開設する納付相談実施期間経過後（2010年10月予定）

(6) 提出資料

ア 平成16年9月14日市町第423号神奈川県企画部長通知（資料1）

イ 個人情報取扱審議諮問書 諮問第139号（資料2）

ウ 藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第138号（資料3）

エ 「納付相談窓口開設のご案内」（資料4）

オ 平成21年11月17日藤沢社会保険事務所長からの依頼文

カ 「磁気媒体による市町村からの所得情報の取得について」（資料5）

キ 平成22年3月24日付市町第785号神奈川県総務部市町村課長通知（資料6）

ク 平成22年4月6日付藤沢年金事務所長からの依頼文

「国民年金保険料未納者対策に係る所得情報の提供について（お願い）」（資料7）

ケ 7月21日付で藤沢年金事務所長からの依頼文

「磁気媒体による市町村からの所得情報の提供依頼について」（資料8）

- コ 納付相談窓口開設のご案内（案）（資料 9）
- サ 日本年金機構法（抜粋）（資料 1 0）
- シ 国民年金法（抜粋）（資料 1 1）
- ス 個人情報取扱事務届出書（資料 1 2）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(2)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

実施機関では、目的外に利用させる必要性について、次のように述べている。

- ア 日本年金機構は国民年金法第 1 0 6 条第 1 項の規定により未納者に対し所得等の提出を求めても提出がされない場合においては、該当者等の所得状況を確認する手段がない。
- イ 日本年金機構が市から提供を受けた対象未納者の所得を参考に、強制徴収の実施又は免除勧奨を行うことにより免除申請から免除承認に繋げることができれば、どちらにしても万が一の障害年金、遺族年金のため、さらには将来の年金に反映されることになり本人に利益があるものである。
- ウ 国民年金法第 8 8 条に規定される保険料の連帯納付義務者である世帯主及び配偶者を把握し、所得情報と合わせて一元的に管理している市が提供することにより目的が達成される。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外利用させることに伴う本人通知については、実施機関は、保険年金課が提供する件数が 1 6, 2 0 0 件超と想定しており、通知すべき相手が多数で、目的外のために利用等をする管理情報の内容の重要度に比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる。

なお、市への情報提供依頼の前に藤沢年金事務所から対象未納者本人及び連帯納付義務者の所得調査について、被保険者に「納付相談窓口開設のご案内」により通知をするとのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。ただし、実施機関は、被保険者のみならず、連帯納付義務者である配偶者及び世帯主についても、「納付相談窓口開設のご案内」で所得調査について通知をすることを、日本年金機構に要求することを条件とするものである。

以 上

